

平成29年12月14日

鹿児島市交通局の軌道業の旅客運賃変更認可について

平成29年11月15日付けで、鹿児島市交通局から軌道法第11条の規定に基づき申請のあった軌道業の旅客運賃の変更について、平成29年12月14日付けで申請のとおり認可しましたので、お知らせいたします。

1. 申請日

平成29年11月15日(水)

2. 申請者

申請者名 鹿児島市交通局

代表者 交通事業管理者 交通局長 鞍掛 貞之

所在地 鹿児島市上荒田町37番20号

3. 変更しようとする旅客運賃を適用する路線

全路線

- ・第1期線 3.0km
- ・第2期線 1.0km
- ・谷山線 6.4km
- ・唐湊線 2.7km

4. 申請の概要

(1) 申請理由

鹿児島市交通局では、本年3月に「第2次経営健全化計画」(平成29年度～平成31年度の3ヶ年)を策定し、快適で便利なサービスの提供を進めることとしております。

具体的には、バリアフリーの推進(停留場のバリアフリー化、超低床車両の導入)、待合環境の整備(案内表示、ロケーションシステムなどの整備)などが計画されているところです。

安全運行への投資の増加が見込まれる中、収支の改善を図りつつ、快適で便利なサービスを向上させることが必要なことから本申請が行われたものです。

(2) 申請内容

i. 定期旅客運賃（均一制）

区 分	現 行	変 更	値上額
通勤定期（1ヶ月）	6,720円	7,140円	420円
通学定期（大人・1ヶ月）	4,800円	5,100円	300円
通勤通学定期（1ヶ月）	8,160円	廃止	—
全線定期（1ヶ月）	13,440円	廃止	—

ii. 定期運賃平均割引率

区 分	現 行	変 更
通勤定期（1ヶ月）	34.1%	30.0%
通学定期（大人・1ヶ月）	52.9%	50.0%

iii. 増収率

区 分	増収率
通勤定期	5.08%
通学定期	6.25%
合 計	5.60%

iv. 適用条件

区 分	現 行	変 更
通勤定期	旅客が必要とする区間	全ての区間又は旅客が必要とする区間
通学定期	旅客の通学若しくは通園に必要とする区間	全ての区間又は旅客の通学若しくは通園に必要とする区間

5. 実施予定日

平成30年1月1日（月）

※ 収支見込み及び平年度に実施する主な設備投資計画は別紙1のとおり。

※ 収入原価算定要領は別紙2のとおり。

1. 収支見込み

(単位:千円)

	平成28年度 (実績)	平年度合計(平成30~32年度)	
		現 行	変 更
収 入	1,884,344	5,882,335	5,922,903
原 価	1,753,869	6,035,158	6,035,141
差引損益	130,475	▲152,823	▲112,238
収 支 率	107.4%	97.5%	98.1%

2. 平年度に実施する主な設備投資計画

(1) 利用者サービスの向上への投資

① バリアフリーの推進

- ・ 鹿児島駅前停留場、唐湊停留場のホーム拡幅などのバリアフリー化整備
- ・ 超低床車両の導入

② 待合環境の整備

- ・ 鹿児島駅前停留場の上屋整備
- ・ 訪日外国人観光客などに配慮した外国語対応の音声合成放送装置への更新
- ・ ピクトグラム(絵文字)や外国語表記を活用した案内表示の充実
- ・ 電車運行状況をスマートフォンなどで確認出来る多言語対応のロケーションシステムの導入

(2) 安全運行への投資

- ・ 郡元停留場交差点などの軌道改良(接続軌道ブロック構造への改良)
- ・ 老朽化した渡り線、その他分岐器の更新
- ・ 老朽化した電車線電柱建替え及び電車線の更新

中小民鉄事業者の収入原価算定要領

本要領は、鉄道及び軌道の旅客鉄道運賃の算定に適用する。

1. 適用範囲

本要領は、中小民鉄事業者（鉄道事業者及び軌道経営者からJR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領を適用する鉄道事業者及び軌道経営者を除いたものをいう。）に適用する。ただし、鋼索鉄道については、適用しないものとする。

2. 収入・原価算定の方法と手順

原価計算期間の鉄軌道事業部門の収入及び原価については、次の方法と手順により算定のうえ、所要運賃増収額を計算し、これを基礎として運賃を決定する。

(1) 原価計算期間

原価計算期間（平年度）は、3年間とする。

(2) 一般原則

- ① 経常的性格を担保するため、固定資産売却損益等の特別損益は、これを除外する。
- ② 鉄軌道事業部門を他の事業部門と区分して収支を算定する。
なお、鋼索鉄道は、これを鉄軌道事業部門と区分するものとする。
イ 明らかに鉄軌道事業部門に帰属する収入及び原価は、これを鉄軌道事業部門に帰属させる。
ロ 他部門と関連する収入及び原価は、一定の配賦基準で按分した鉄軌道事業分担当分を鉄軌道事業部門に帰属させる。
- ③ 投融資については、これを独立の事業部門として処理することとする。

(3) 原価の算定

- ① 人件費
実績及び事業計画を考慮して適正に算定する。
- ② 修繕費
実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。
- ③ 経費
イ 動力費
車両走行キロ当りの実績を基礎として、動力供給規定等を勘案して算定する。
ロ その他の経費

実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。

④ 諸税

実績及び工事計画等を基礎として算定する。

⑤ 減価償却費

実績年度末における鉄軌道資産及び工事計画等を基礎とし、税法に定める限度額によって算定する。

⑥ 営業外費用

イ 支払利息

原価計算期間中の平均借入額に平均借入率を乗じて算定する。

ロ その他

実績を基礎として算定する。

⑦ 配当所要額（適正利潤）

払込資本金に対し10%配当に必要な額の鉄軌道事業分担額とする。

(4) 収入の算定

① 旅客運輸収入

過去の輸送実績に基づき、過去及び将来の特殊事情を考慮して旅客輸送数量を推計し、実績年度におけるキロ別輸送数量及びキロ別運賃を基礎として算定する。

② 貨物運輸収入

旅客運輸収入の算定方式に準ずる。

③ 運輸雑収

実績を基礎とし、増収努力を見込んで算定する。

④ 営業外収益

運輸雑収の算定方式に準ずる。

附 則

適用期日

本要領は平成12年3月1日以降の申請から適用する。